損害保険の普及啓発・理解促進

1 損害保険リテラシーの向上

高校生や大学生、一般消費者の損害保険リテラシー向上のため、リスクや損害保険に関する教材の提供・講師派遣活動などを実施しています。

「そんぽ学習ナビ

損害保険教育に携わる先生方が、教材等をすぐに 閲覧・入手できるよう、教員支援サイト「そんぽ学習ナビ」を2020年12月に開設しました。

本サイトでは、損保協会の教育支援ツールや損害保険リテラシーに関する取組みを年齢別にまとめています。学校向けの冊子教材やパワーポイント、動画等の教育支援ツールのほか、講師派遣活動のご案内や損害保険教育情報誌「そんぽジャーナル」を掲載しています。



そんぽジャーナル

高校の家庭科および公民科の教員に対して、損害保険教育の必要性や授業を行う上で役立つ情報を提供するために、2021年2月に創刊しました。

本誌は、金融経済教育や損害保険教育に関する有識者によるメッセージのほか、損保協会の教材を実際に活用いただいた教員の生の声や損害保険教育事業に関する各種案内等を掲載しています。



「各種教育副教材の提供

●明るい未来へTRY!~リスクと備え~

高校生向け教材「明るい未来へTRY!~リスクと備え~」は、家庭科・公民科の「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説」に沿って活用可能な教材です。制作にあたっては、10名の教員の皆さまに編集協力いただいています。高等学校の家庭科・公民科の授業で金融経済教育・社会保障教育・民間保険教育を実施する際にご活用ください。本教材は、冊子教材(生徒用教材と教員用手引書)、パワーポイント、動画教材、授業展開例動画を用意しています。





公益財団法人消費者教育支援センターが実施している「消費者教育教材資料表彰2023」において、 冊子教材が優秀賞を受賞するなど、各方面から評価を得ています。



●リスク教育副教材、防災教育副教材

中学生、高校生向けに、1時限(約50分)で、身のまわりのリスク、自然災害への備えとして有効な手段や損害保険の役割・機能について、教員自ら授業ができるように作成した教材です。「生徒用ワークシート」と教員向けの「手引き」のほか、パワーポイント版も提供しています。

講師派遣活動

学生・消費者の皆さまに一般的な損害保険の仕組 みや役割を理解していただくために、次のような各種 講演会を全国で開催しています。

- ・高校生や高校教諭を対象とした講演会
- ・大学生を対象とした講演会
- ・一般消費者を対象とした各種講演会
- ・消費生活相談員を対象とした各種勉強会

また、講演テーマのうち、「交通事故とその責任」と 「自転車を取り巻くリスクとその責任」では、動画教材 も用意しています。

本動画教材は、オンデマンドで学習することができます。





2022年度講師派遣実績

: 363回

〈主な内訳〉

• 高校生向け : 63回

・大学生向け : 209回

・一般消費者等向け : 43回

・消費生活相談員向け : 12回

2023年度連続講座実施校 : 10大学 北海道大学、東北大学、一橋大学、 金沢大学、名古屋大学、大阪大学、 広島大学、香川大学、九州大学、琉球大学

2 地震保険広報活動

地震保険の理解促進および加入促進を図るため、 テレビ・新聞・ラジオ・インターネット等の広告、損保 協会関係者によるテレビ番組出演等、マスメディアを 通じた「地震保険広報活動」を1995年から実施してい ます。



地震保険広報ポスター

損害保険の普及啓発・理解促進

自賠責保険広報活動

自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防 止のため、インターネット・雑誌等の広告、全国の自動 車教習所等におけるポスター広告の掲出、SNSを活用 した施策等、マスメディアを通じた「自賠責保険広報活 動」を1966年から実施しています。



自賠責保険広報ポスター

報道機関対応

損害保険業界に対する理解促進を図るため、報道 機関を通じて、損害保険業界の事業活動や要望・提 言等に関する情報を広く社会一般に発信しています。

記者会見

年5回、協会長定例記者会見を開催しています。



協会長定例記者会見

報道機関との懇談会

東京本部および各地域において報道機関との懇 談会を開催しています。

情報提供

損害保険業界の事業活動、要望・提言等について、 ニュースリリース等により情報提供を行っています。

消費者行政機関等との対話・交流

各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交 流を通じた意見・情報交換を実施しています。

また、各地域の消費生活相談員向けに、一般消費者 から損害保険に関する相談を受けた際の参考となるよ う、勉強会を実施しています。

6 相談·苦情·紛争解決対応

▶ そんぽ ADR センター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

お客さま対応窓口である「そんぽADRセンター」を設置して、損害保険に関する一般的な相談・苦情に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、お客さまと保険会社との間のトラブルに対し、中立・公正な立場から苦情解決手続および紛争解決手続を行っています(手続費用無料)。

相談対応

お客さまから損害保険に関する相談・問合せがあったときは、その内容に応じ、説明や助言を行います。

苦情対応

お客さまから保険会社に対する苦情の申出があったときは、その内容に応じ、必要な助言を行います。

苦情解決手続

苦情対応に加え、お客さまの要望に基づき、保険会社に対して苦情の内容を通知し、迅速な対応を求める苦情解決手続を行います。

お客さまからの苦情の早期解決のための取組み

- ・お客さまへ適時適切なアドバイスを行っています。
- ・専用のデータベースを活用し、保険会社に対応を求めた苦情事案の進捗状況を適切に把握・管理しています。
- ・苦情の申出から一定期間を経過しても解決しない 事案であって、紛争解決手続の利用対象となる場合 には、お客さまに紛争解決手続の利用をご案内して います。

紛争解決手続

お客さまから紛争解決手続の申立てを受けたときは、紛争解決手続を実施する専門の委員(手続実施委員)を選任し、中立・公正な立場からトラブルの解決支援(和解案の提示等)を行っています。**

※和解成立の見込みがない場合等には和解案が提示されずに 手続終了となることがあります。

また、紛争解決手続は、適切な手続を確保するため非公開としています。

さらに、手続実施委員は、事案の性質等を踏まえ相当であると認めるときは、保険会社に受諾義務が課

される特別調停案を作成し、理由を付して提示することができます。

(注)保険契約者または被保険者と契約先保険会社間の紛争 事案のほか、自動車事故等による法律上の損害賠償(対人・ 対物)に関する被害者と加害者側保険会社間の紛争事案 も対象としています。

ADRとは

裁判外紛争解決手続 (Alternative Dispute Resolution) の略称で、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁などの当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、一般的に、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な互譲による解決が可能な手段です。

指定紛争解決機関とは

2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。

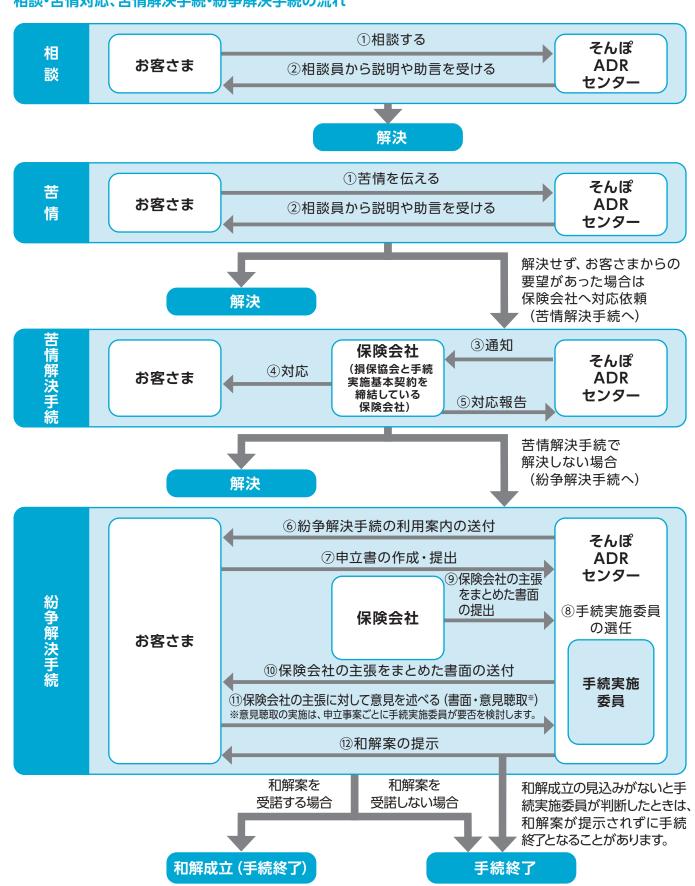
金融機関は、自らが属する業態の指定紛争解決機関との間で、①苦情解決手続や紛争解決手続の応諾義務、②事情説明・資料提出義務、③提示された特別調停案の受諾義務、などの内容を含む契約(手続実施基本契約)を締結します。これにより、指定紛争解決機関が実施する苦情解決手続や紛争解決手続の実効性が確保されています。

なお、指定紛争解決機関による紛争解決手続には、 一定の条件で時効の完成猶予の効力があります。 П

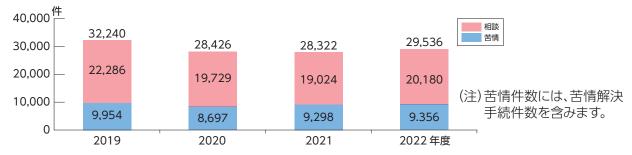
損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決

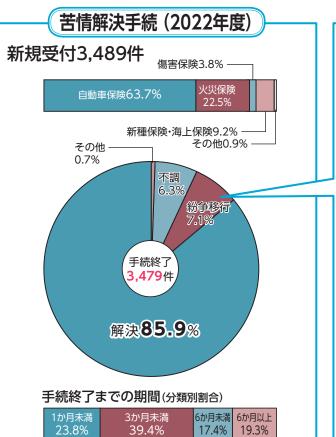
相談•苦情•紛争解決対応

相談・苦情対応、苦情解決手続・紛争解決手続の流れ



損保協会における相談・苦情受付総件数の推移

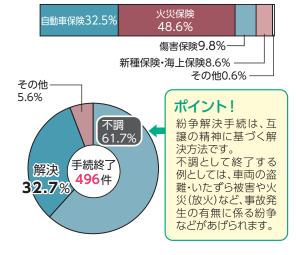




紛争解決手続(2022年度)

新規受付502件

(注)苦情解決手続を経ていない申立ても含まれます。



手続終了までの期間(分類別割合)

3か月未満12.3%	6か月未満 53.4%	6か月以上 33.9%
1か)	月未満0.4%	

※割合については、小数第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

19.3%

苦情・紛争対応機能の一層の充実策

17.4%

お客さまの満足度向上のための取組み

23.8%

- ・相談員の応対力向上のための研修を継続して行っ ています。
- ・紛争解決手続の利用者を対象にアンケートを実施 し、満足度向上を図っています。

周知活動、各種関係機関との連携等

- ・パンフレットやポスター等を作成 するなどして、そんぽADRセン ターの周知に努めています。
- 消費者行政機関や他の相談機関と の連携を通じて、そんぽADRセン ターの利用促進を図っています。



苦情・紛争受付事案の分析・活用

苦情情報のフィードバック

保険会社ごとに傾向分析を行うなどして、業務改善 に役立つ情報として各社にフィードバックしています。

「そんぽADRセンター統計号」の発行

そんぽADRセンターにおける相談・苦情の受付状 況や苦情・紛争解決手続の実施状況等を四半期単位 で取りまとめ、「そんぽADRセンター統計号」として損 保協会ホームページで公表するとともに、保険会社 に提供しています。

損害保険業の業務品質の向上

消費者の声の活用

「お客さまの声・有識者諮問会議」

損保協会では、消費者の皆さまの声を真摯にお聴 きし、業界全体の業務運営に反映させるための仕組 みとして、2006年9月に「消費者の声」諮問会議を設 置し、さまざまなルートから寄せられる消費者の声を 踏まえて、業界として取り組むべき具体的な課題等に ついて論議してきました。

2012年7月には「お客さまの声・有識者諮問会議」 に改組し、協会長の諮問に応じて、損害保険制度の改 善に関する事項や損害保険の健全な発展のために必 要な事項を調査・検討する機能を加えたほか、2023 年3月からは、より機動的かつ環境変化に柔軟に対応 できるよう意見交換会を新設しました。

お客さまの声・有識者諮問会議メンバー

<2023年5月25日現在>

古笛 恵子:弁護士

坂口 正芳:一般社団法人 日本自動車連盟 会長 洲崎 博史:同志社大学大学院司法研究科教授 髙橋 潤 : 一般社団法人 共同通信社 論説委員

辰巳 菊子:公益社団法人 日本消費生活

アドバイザー・コンサルタント・

相談員協会 元理事

八代 尚宏:昭和女子大学 グローバルビジネス学部

ビジネスデザイン学科 特命教授

*敬称略、五十音順



お客さまの声・有識者諮問会議

8 コンプライアンス・プログラム

活動のチェック

コンプライアンス委員会を設置し、損保協会の委員会活動、その他事業者団体としての活動を適正性の観点からチェックしています。必要に応じて、公正取引委員会、弁護士等外部専門家の意見を聴取し、コンプライアンスの徹底を図っています。

主な内容

- ・委員会下部組織 (部会等) 設置への同意
- ・委員会議事運営チェック体制の整備
- ・各委員会、事務局からの法務相談への対応 等

ンコンプライアンス・セミナー

会員会社向けに、時宜に応じたテーマで、学識者、 消費者代表、行政担当官等によるセミナーを開催して います。

【過去の主なセミナーテーマ

- ・金融監督行政から見た損害保険業界の課題
- ・独占禁止法の観点からのリスクおよび事業実施 のポイント
- ・損害保険会社に求められるコンプライアンス 一新しい募集ルールを中心に一
- ・ 改正個人情報保護法の内容と実務の留意点 等



コンプライアンス・セミナー

好取組み事例の意見交換

業界全体のコンプライアンスの推進を目的として、 会員会社における好取組み事例の意見交換を実施しています。

「過去の主な意見交換テーマ」

- ・コロナ禍を踏まえたコンプライアンス・プログラムの方針
- ·令和4年施行改正個人情報保護法対応
- サイバー攻撃対策
- コンダクトリスクへの対応について
- ・反社会的勢力との取引遮断に向けた取組み 等

その他

コンプライアンスに関する各種ガイドラインの作成・見直し、コンプライアンスに関する各種情報や法令改正に関する情報の提供等の活動を通じ、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

損害保険業の業務品質の向上

9 ガイドライン等

会員各社の業務品質の向上に資するため各種ガイ ドラインを策定しています。会員各社では、これらの ガイドラインに基づき、お客さまにとってわかりやす い保険商品の実現を目指しており、また、適切な募集 態勢、保険金支払態勢を構築するなど、業務品質の向 上を図っています。

これまでに策定したガイドラインは次のとおりです。

「保険契約募集や保険金支払に関するもの

第三分野商品 (疾病または介護を支払事由とする 商品) に関するガイドライン

適正な保険募集および保険金支払確保の観点か ら、第三分野商品固有の留意すべき事項等をまと めています。

高齢者に対する保険募集のガイドライン

高齢者に対する保険募集のきめ細かな対応を推 進する観点で、お客さまの認知判断能力や、商品特 性に応じた対応など、保険会社が取組みを検討す るうえでの考え方をまとめています。

補償重複の対応に関するガイドライン

お客さまのニーズに基づかない補償重複(複数の 保険契約による補償の一部または全部の重複)の 発生防止や解消を図るための態勢整備について、 基本的な考え方や標準的対応をまとめています。

損害保険の保険金支払に関するガイドライン

適時・適切な保険金支払を行う観点から、会員 各社における保険金支払態勢および保険金のお支 払いにあたっての留意事項等をまとめています。

診断書様式作成にあたってのガイドライン

会員各社が診断書様式の作成を行うにあたって の基本的な考え方、標準的な診断書様式に採用す る項目および留意点をまとめています。

傷害保険等のモラルリスク防止に係るガイドライン

実効性のあるモラルリスク (保険金の不正取得 の危険) 防止を図ることを目的として、傷害保険等 における契約締結時および保険事故発生時の留意 事項をまとめています。

会員各社の取組みの例

●事故受付時の案内

事故受付時にお支払いする可能性がある 保険金を書面等によりお客さまにご案内して います。この書面等をご活用いただくことに より、お客さまご自身が受け取る可能性のあ る保険金をご確認いただくことが可能となっ ています。

●第三者によるチェック体制の整備 (支払審査会の設置等)

医師、弁護士、消費者代表の社外有識者を 委員とした審査会を設置し、保険金のお支払 いに関して医学的・法的判断を要する事案を 中心に、定期的にチェックしています。

| 募集文書等に関するもの

契約概要・注意喚起情報 (重要事項) に関する ガイドライン

保険商品の販売・勧誘時に特に説明すべき重要事項である「契約概要」および「注意喚起情報」に関し、特にわかりやすさ向上の観点から、記載すべき項目と留意点をまとめたうえで、標準例を作成しています。

募集文書等の表示に係るガイドライン

お客さまに保険商品を正しくご理解いただけるよう、募集ツールや広告を作成する際の基本的な考え方や留意事項をまとめています。

保険約款や保険用語に関するもの

保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン

会員各社がわかりやすい保険約款を作成するための指針として、難解な文章等を是正する方策や、 表記等の不統一を排除するうえで望ましい事項等をまとめています。

保険約款および募集文書等の用語に関する ガイドライン

お客さまが保険約款および募集文書等の内容を 正確に理解できるようにすることを目的として、保 険約款および募集文書等に使用する用語を「原則 として使用を控える用語」「使用にあたって何らか の説明が必要な用語」等に分類してまとめています。

会員各社の取組みの例

●わかりやすい重要事項説明書の作成

重要な事項をお客さまに説明する際に使用する「重要事項説明書」について、表や箇条書きの活用、平易な表現の使用、文字数の一定の制限等を行い、わかりやすさの向上と簡素化に取り組んでいます。

●保険証券、パンフレット、チラシ等の工夫

お客さまにご覧いただく保険証券、パンフレット、チラシ等についても、文字や冊子を大きくする、イラストや図を挿入する、配置・配色等を改善する等の工夫を行っています。また、お客さまに不利な情報や誤解しやすい情報を正確に伝えるためのツール等を作成しています。

会員各社の取組みの例

●商品数の削減、各種特約の整理・統合 (商品のシンプル化)等

お客さまのニーズを分析し、商品数の削減 や各種特約の整理・統合(商品のシンプル 化)等を進めています。また、専門用語につい て解説を加えるなど、わかりやすさに配慮し た取組みを行っています。

損害保険業の基盤整備

情報交換制度

損害保険会社(外国損害保険会社および損害保険契 約者保護機構を含む) および共済事業を営む協同組 合・連合会では、損害保険(共済)に係る契約内容、事 故状況、保険金(給付金)の請求内容等に関する個人情 報について、共同利用する制度を実施しています。

「自動車保険契約・事故確認制度

·1~5等級·割增料率適用対象契約情報交換制度

契約者から、前年度に契約のない新たな自動車保険契約 を締結したいとの申出があった場合、適切な等級の継承確 認のために、前年度の契約の有無等について損害保険会社 等の間で確認する制度です。

·無事故·事故確認制度

自動車保険を契約する損害保険会社等を変更した場合、 適切な等級の継承確認のために、前年度の契約における保 険事故の有無等について、損害保険会社等との間で確認す る制度です。

・任意・自賠一括仮払決済システム

任意自動車保険の損害保険会社等が、他の損害保険会社 等に契約されている自賠責保険を含め、一括して保険金を 支払う場合、当該損害保険会社等の間で確認し、立替払い した自賠責保険金の決済を行うための制度です。

・自動車事故情報交換システム

自動車保険の車両事故または対物事故において、適正に 保険金を支払うために、受け付けた事故について損害保険 会社等の間で事故受付の有無を確認する制度です。

・人保険事故等情報交換システム

自動車保険や傷害保険の人に係る保険等、携行品に係る 保険等において、不正請求を排除し適正に保険金を支払う ために、受け付けた事故について、損害保険会社等の間で 事故受付の有無を確認する制度です。

・中断特則に関する保険契約確認制度

契約車の廃車、譲渡、リース業者への返還もしくは車検 切れまたは契約者の海外渡航等に伴い、自動車保険の契約 を一時的に中断した場合、中断後の新たな契約に、中断前 の契約の等級を適用する際に、中断前の契約内容を確認す るための制度です。

複数所有新規に関する保険契約確認制度

新たに加入する2台目以降の車の自動車保険契約に対 し、所定の割引を適用するために、1台目の車の契約の有 無・等級等について、1台目の車の契約の損害保険会社等 に確認する制度です。

・重複契約に関する保険契約確認制度

1台の車に対し、複数の損害保険会社等と契約してい

ないかどうかについて確認し、適正な保険契約を締結し てもらうための制度です。

· 既存障害照会制度

自賠責保険・自動車保険の保険金の支払いにあたり、 適正な損害認定を行い、法令に基づき適切な損害額を算 出するため、被害者の方の過去の後遺障害の程度を損害 保険会社等の間で確認する制度です。

・保険金請求歴および不正請求防止に関する 情報交換制度

保険金等の請求歴ならびに請求・支払いに係る不正請 求および不正の疑いのある事案について、損害保険会社 等の間で情報交換を実施することにより、公平・公正な 損害額算定および適正な保険金等の支払いを行うことを 目的とする制度です。

%2

%3

保険金不正請求通報制度

保険金不正請求行為の事実またはそのおそれが認めら れる事実の内容について通報された情報を損害保険会社 等の間で共有する制度です。

保険金請求歴情報交換制度

自動車保険、自賠責保険、傷害保険の人に係る保険等 および携行品に係る保険等における不正請求を排除し、 公平・公正な損害額算定および適正な保険金支払いを実 現するため、保険事故の被害者(受傷者)に関する過去 の保険金請求の有無等の情報を損害保険会社等の間で 確認・共有する制度です。

「火災保険、傷害保険等契約・事故確認制度

傷害保険契約等の契約内容登録制度

保険犯罪の発生を未然に防止するため、死亡・後遺障 害保険金、入院・通院保険金等を支払う保険契約(傷害 保険契約等)の内容を損保協会に登録し、損害保険会社 が重複保険契約の有無を確認する制度です。

・人保険事故等情報交換システム

※1と同様

・火災・新種保険における重複契約・事故歴照会制度

火災保険、賠償責任保険等において、不正請求を排除 し適正に保険金を支払うために、損害保険会社等が受け 付けた事故について、損害保険会社等の間で重複契約・ 事故受付の有無を確認する制度です。

・保険金請求歴および不正請求防止に関する 情報交換制度

※2と同様

保険金不正請求通報制度

※3と同様

保険金請求歴情報交換制度

※4と同様

11 要望・提言

▶法制・行政課題対応

損害保険業に関係する法律の制定および改正に係る 各種対応を行っています。具体的には、法律の制定およ び改正の検討過程において、損害保険業の健全な発展 の実現の観点から、金融審議会等における意見表明、 要望・提言活動、パブリックコメントへの意見提出等を 行っています。

例えば、保険法制定時の検討では、法制審議会保険 法部会において保険契約に係る基本ルールのより良い 発展の観点から数次にわたる意見表明を行ったほか、 迅速かつ円滑な移行を実現すべく、説明会の開催や実 務対応の留意点の取りまとめ等を行いました。

【近年の主な法制課題

- ○保険業法等の各種法令改正関連事項
- ○金融審議会関連事項
- ・金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の成立に伴う検討
- ○法制審議会関連事項
- ○個人情報保護法関連事項
- ・3年ごと見直しについての検討
- ○消費者関連法制関連事項
- ・消費者契約法の見直しについての検討(約款規制、契約締結過程の情報提供義務等)
- ・消費者裁判手続特例法の見直しについての検討

規制改革要望

損保協会では、国民の生活の安定や向上、さらには質の高いサービスの提供の妨げとなっている規制や意義の薄れた規制の改革を推進することにより、自由で効率的な経済活動が可能となるよう、規制改革要望を取りまとめ、内閣府へ提出しています。

例えば、保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化、確定拠出年金制度の充実 化等の要望を行っています。

具体的な規制改革要望の内容は、損保協会ホームページに掲載しています。

▶ パブリックコメントを通じた要望活動

パブリックコメントを通じて各省庁の施策ならびに 法令の制定および改正等に係る意見・要望を提出する ことにより、損害保険業の健全な発展、より良い法規 制の実現に取り組んでいます。

具体的には、保険業法改正等に係る金融庁への意見・要望の提出、民法改正に係る法務省への意見・要望の提出、消費者行政に係る消費者庁への意見・要望の提出のほか、内閣府・国土交通省・厚生労働省・文部科学省・農林水産省・個人情報保護委員会・公正取引委員会・地方自治体等にも意見・要望の提出を行っています。

また、海外保険監督当局や保険監督者国際機構 (IAIS)、国際会計基準審議会(IASB)等が実施する 国際的なパブリックコメントや意見照会への対応を通 じて、意見表明を行っています。



損害保険業の基盤整備

要望・提言

税制改正要望

損害保険業界は、自然災害をはじめとした社会を 取り巻く様々なリスクに対して、迅速かつ確実に保険 金をお支払いするという社会的使命を負っています。

損保協会では、損害保険の一層の普及および損害 保険業の健全な発展を通じて、安心かつ豊かでゆと りのある社会を実現するため、毎年、税制改正の要 望活動を行っています。

令和6年度(2024年度)税制改正要望項目

1.火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

自然災害の激甚化・頻発化の中において、火災保 険事業の安定的な運営を支える火災保険等に係る 異常危険準備金制度について、より制度の効果を 高める観点から、適用区分や洗替保証率等に関し て、適切な見直しを行うこと

2.国際課税ルールの改定における対応

国際課税ルールの見直しが行われる場合には、損 害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動 を阻害することがないよう、十分に留意すること

3.損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて 税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る 消費税制上の課題(「税の累積」・「税の中立性の 阻害1)を解消する抜本的な対策を検討すること

4.確定拠出年金に係る税制上の措置

確定拠出年金制度について、個人型年金および企 業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃 すること

5.地震保険料控除制度の充実

地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度 の充実策について検討すること

6.受取配当等の二重課税の排除

受取配当等益金不算入制度について、「二重課税 の排除1の観点から議論を行うこと

7.損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の 継続

既に収入金額を課税標準(100%外形標準課税)と している損害保険業に係る法人事業税について、 現行課税方式を継続すること

12 国際関係業務

保険事業のグローバル化や損害保険各社の海外事業展開が進む中、各種の要望・提言活動により国際的な規制の調和や通商障壁の解消、開放的で競争的な保険市場の促進等に努めています。また、海外の保険協会等との交流、保険技術協力、情報発信等を通して、要望・提言活動の実現性を高めるとともに、アジアを中心とした海外損害保険市場の健全な発展にも寄与しています。

要望・提言

保険監督者国際機構 (IAIS) や経済協力開発機構 (OECD) 等の各種会合への出席や意見照会への対応を通じ、日本の損害保険業界の要望・意見を表明するとともに、国際的なパブリックコメントにも積極的に対応しています。また、各国の外資規制や再保険規制等の通商課題等に関し、日本の損害保険業界の要望実現に向けて、関係当局や海外の保険協会等とも緊密な連携を図り、積極的な働きかけを行っています。

欧米やアジアの主要な保険協会との間で、相互訪問のほか、保険市場の現状・課題や国際保険監督基準 策定、各国の外資規制や再保険規制等の通商課題等 について意見・情報交換を行い、協力関係の強化に努 めています。

国際会議

「東アジア保険会議(EAIC)

東アジア保険会議 (EAIC) は、1962年に東京で発足したアジア最大の生損保合同の国際保険会議で、アジア保険市場における [国際協力の促進と発展] を図ることを目的としています。会議の参加者数は毎回1,000名を超え、取り上げられるテーマも、東アジア固有のものだけでなく、グローバルな観点のものが増えています。損保協会では、同会議へスピーカーを派遣するなど、積極的に参画しています。

「国際海上保険連合(IUMI)

1874年にドイツのベルリンで発足した最も長い歴 史を有する海上保険の国際会議です。毎年9月に各国 の海上保険の専門家が参加する総会を開催し、現代 的な課題を議論しており、損保協会からも代表を派遣 しています。

なお、2017年度の総会は、9月17日から東京で開催 されました。

海外保険協会等との交流

欧米やアジアの主要な保険協会との間で、相互訪問のほか、保険市場の現状・課題や国際保険監督基準 策定、サービス貿易自由化等の課題について意見・情報交換を行い、協力関係の強化に努めています。

2012年には国際保険協会連盟 (GFIA) が設立され、損保協会もGFIAの活動を通じて情報交換、共同意見発出、保険協会間の交流を行っています。また、これまでに以下の15の保険協会等と協力覚書を締結し、人的交流や意見・情報交換を通じて相互の損害保険市場の発展に貢献することとしています。

- (1) フランス保険協会 (1997年10月)
- (2) 英国保険協会 (2001年4月)
- (3) ドイツ保険協会 (2001年5月)
- (4) 中国保険行業協会 (2003年5月)
- (5) 米国保険協会 (2003年6月)
- (6) 韓国損保協会 (2003年11月)
- (7) インド損保協会 (2007年3月)
- (8) ベトナム保険協会 (2009年9月)
- (9) インドネシア損保協会 (2010年1月)
- (10) モンゴル保険協会 (2010年12月)
- (11) マレーシア損保協会 (2011年1月)
- (12) ミャンマー保険協会 (2018年1月)
- (13) フィリピン損保協会 (2018年6月)
- (14) ASEAN保険会議 (2018年11月)
- (15) タイ損保協会 (2019年10月)

ASEAN保険会議 (ASEAN Insurance Council:AIC)

損保協会は、ASEAN各国の保険協会がメンバーとなっているASEAN保険会議(AIC)に準会員として加わり、保険市場の健全な発展や課題解決に関する論議に参画しています。 https://www.aseaninsurancecouncil.org/

損害保険業の基盤整備

12 国際関係業務

保険技術協力

東アジア諸地域に対する保険技術協力・交流プログラムとして、1972年から毎年、16地域の損害保険会社、保険監督官庁等の職員向けの日本国際保険学校(ISJ)を開講しています。2022年に50周年を迎えたことから、損保協会ホームページに特設ページを公開し、各関係先からの祝賀メッセージを掲載、また記念ロゴやピンバッジを作成しました。

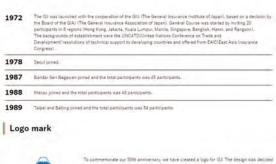
このほか、損保協会では、OECDのイベントへの講師派遣や金融庁のキャパシティ・ビルディング(能力開発)への協力、保険募集や保険金支払の適正化支援等を通じ、アジアを中心とした各損害保険市場への保険技術協力を推進しています。

<参考>

- ·一般·上級コースの卒業生: 2,254名 (累計)
- 海外セミナーの参加者:6,000名(累計)

(注) 2023年3月現在







To commemorate our 50th anniversary, we have created a logo for ISJ. The design was decidibased on the results of voting by the ISJ regions.

The subject of this design is Mt. Full, the symbol of Japan, and the wary lines below represent

The subject of this design is Mt. Fujl, the symbol of Japan, and the wary lines below represe an open book, representing "education".

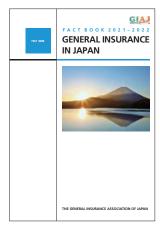
We have also made a pin badge designed this logo. We plan to present it to all future is graduates as a commemorative affit.

ISJ50周年記念特設ページ

https://www.sonpo.or.jp/en/isj150/index.html

情報発信

英文ファクトブックや英文ホームページ (https://www.sonpo.or.jp/en/) による情報発信に加え、海外メディアへの寄稿や各種情報提供、海外来訪者・照会への対応等により、日本の損害保険市場の正しい理解の促進と海外の市場の健全な発展への貢献に努めています。



英文ファクトブック2021-2022

国際保険協会連盟 (Global Federation of Insurance Associations:GFIA)

国際保険協会連盟 (GFIA) は、意見発出・情報交換活動の強化および国際的な監督規制の議論における業界のプレゼンスの向上を目的として、各国の保険協会の集まりである国際保険協会ネットワーク (INIA) を改組して2012年10月に発足した、法人格を有する機関です。

2023年6月現在、損保協会を含む計41の保険協会が加盟し、対外的意見表明を積極的に行っています。

https://www.gfiainsurance.org/

13 自賠責保険運用益拠出事業

損害保険各社の自賠責保険事業から生じた運用益を自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援等に活用しています。損保協会では、損害保険各社の運用益を取りまとめ、1971年から交通事故被害者への支援事業を行っています。

自賠責保険の運用益を活用した事業

自動車損害賠償保障法では、保険料の収入から保険金のお支払いまでの間の滞留資金から生じた収益(運用益)については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、その全額を準備金として積み立てることが義務付けられています。この運用益を将来の自賠責保険の収支改善にあてるほか、自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援、救急医療体制の整備等に活用することとしています。

「自動車事故防止対策

- ・自転車シミュレータの寄贈
- ・飲酒運転防止のための啓発事業支援
- ・歩行者事故低減を目的とした子ども用教育ツールの 開発と普及に関する研究支援
- ・仮想現実運転シミュレーションを用いた運転寿 命延伸プログラムの構築に関する研究支援



自転車シミュレータ

自動車事故被害者支援

- ・交通事故無料法律相談の事業支援
- ・交通遺児育成基金の援助事業の補助
- ・リハビリテーション講習会開催費の補助
- ・交通事故被害者への情報提供・研修会開催 費用の補助
- ・交通事故遺族を対象としたグリーフケアの質の向 上とその基盤整備に関する研究支援



リハビリテーション講習会

救急医療体制の整備

- ·高規格救急自動車等の寄贈 (2022年度末時点: 累計1,685台)
- ・救急医療機器の購入費補助
- ・ドクターへリ体制整備補助
- ・救急外傷看護の研修会開催費用の補助



高規格 救急自動車



ドクターヘリ 講習会



救急外傷看 護の研修会

事故、災害および犯罪の防止・軽減

14 不正請求対策

損保協会では、2013年1月に「保険金不正請求対 策室 | を設置し、保険金不正請求対策活動に取り組ん でいます。

保険金不正請求ホットライン

保険金不正請求にかかる情報を受け付ける通報窓 □ (保険金不正請求ホットライン) を設置し、通報さ れた情報は損害保険会社と共有することにより、不正 請求対策に役立てています。

<保険金不正請求ホットライン>

○インターネット受付

URL: https://www.fuseiseikyu-hl.jp/

受付時間:24時間365日

○電話受付

受付番号:0120-271-824 (不正は通報)

受付時間:月曜日から金曜日

(祝日・損保協会の休業日を除く) 9:00~12:00、 13:00~17:00







保険金の不正請求防止を訴える動画

警察庁および地域の警察との連携

地域の警察と損害保険各社で構成する 「損害保険 防犯対策協議会」を全国に設置し、損害保険を悪用 した犯罪の排除に必要な情報交換、警察への捜査協 力等を行っています。

また、警察からの捜査照会等にスムーズに対応する ため、定期的に連絡会を開催し、保険犯罪防止に関す る意見交換を行っています。



警察庁の後援を得て作成したポスター

「保険金不正請求防止事案担当者表彰制度

2014年3月から、警察と連携を図り保険金不正請 求防止に貢献した損害保険会社の担当者を、業界と して表彰しています。

「保険犯罪防止セミナーの開催

弁護士や調査会社等を講師に招き、不正請求の排 除を目的としたセミナーを開催しています。

「住宅修理サービス等でのトラブルに関する注意喚起」

台風・豪雨・地震等の発生後には、住宅修理やリフォー ムに関し、高齢者を中心に、「保険が使える」と言って勧 誘する業者とのトラブル等が増加しています。損保協会 では2013年度から独立行政法人国民生活センターの 協力を得て注意喚起チラシを作成しているほか、損保 協会ホームページに特設ページを設け、注意喚起を 行っています。また、「保険金に関する災害便乗商法 相 談ダイヤル」を開設し、災害に乗じて、火災保険・地震保 険の請求を勧誘する悪質な業者とのトラブルなどに関 する相談を受け付けています。損保協会では、会員会社 や各地域の消費生活センター等と連携し、住宅修理 サービストラブルの防止に取り組んでいます。

<保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル>

電話番号: 0120-309-444 (さあ連絡しよう)

受付時間: 月曜日から金曜日

(祝日・損保協会の休業日を除く)

9:00~12:00, 13:00~17:00

受付内容: 「保険申請サポート業者から勧誘を

受けた」、「保険申請サポート業者と の契約を解除したい」等でお困りの方

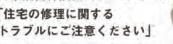
のご相談を受け付けます。



トラブル事例を YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ 「住宅の修理に関する トラブルにご注意ください」





https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html





「悪質なロードサービス業者とのトラブルに関する注意喚起」

インターネット広告で格安等を標榜している一部の ロードサービス業者に関するトラブルが多発しています。

「広告と異なる高額な費用請求を受けた」といった悪 質なロードサービス業者に関するお客さまからのお問 い合わせが会員各社に多く寄せられています。こうした 悪質なロードサービス業者への対策として、損保協会で はホームページ上に注意喚起ページを新設したほか、各 支部においても注意喚起の取組みを行っています。

15 交通安全対策

交通事故の削減に向けた啓発活動

損保協会は、交通事故の削減により、被害者ととも に加害者も減少する社会の形成に向けて様々な事故 防止の取組みを推進しています。

全国交通事故多発交差点マップの公開

交差点は、人や車が多く行き交うため、交通事故が起きやすい場所です。交差点・交差点付近での交通事故防止を目的として、危険な交差点の特徴や事故の原因・ 予防策等を知ってもらうために、全国地方新聞社連合会および都道府県警察の協力のもと、損保協会ホームページに「全国交通事故多発交差点マップ」を公開し、毎年秋に更新しています。

同コンテンツには年間93万PVを超えるアクセスがあり、一般消費者のほか、行政や企業関係者の方々にも広くご活用いただいています。



全国交通事故多発 交差点マップ



ワースト交差点情報 (東京都大原交差点の例)

「自転車事故の防止活動

自転車事故の実態や安全な乗り方と事故への備えをまとめた「知っていますか?自転車の事故」と、事故にあわないための乗り方を学ぶ「小学生のための自転車安全教室」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。また、「小学生のための自転車安全教室」をどの学年でも交通安全教育用副教材として活用いただけるように、「教師用学習指導案」を作成しています。

なお、公益財団法人消費者教育支援センターが実施している「消費者教育教材資料表彰」において「知っていますか?自転車の事故」は、2015年に最優秀賞を、また「小学生のための自転車安全教室」は

2016年に優秀賞をそれぞれ受賞するなど、多方面から評価を得ています。







小学生のための 自転車安全教室



教師用 学習指導案

高齢者の交通事故防止活動

高齢ドライバーや高齢歩行者が当事者となる交通 事故を防止するため、反射材や啓発チラシを活用し て、高齢者への安全運転、歩行中の事故防止の呼び かけを行っています。

また、映像コンテンツとして、動画「みんなで実践!交通 事故防止!| を損保協会ホームページで公開しています。





(©2023 Pokémon. ©1995-2023 Nintendo/ Creatures Inc. /GAME FREAK inc.)

高齢者向け交通事故防止啓発チラシ



高齢者交通事故防止啓発動画



反射材普及啓発動画 「はなちゃん とおばあちゃん」



反射材普及啓発チラシ

「後部座席シートベルト着用推進チラシの作成」

シートベルト着用の有効性を解説し、着用率を上げる ために後部座席シートベルト着用推進チラシを作成し、 損保協会ホームページに公開しています。

本チラシは、2008年6月の義務化後も一般道路での 後部座席のシートベルト着用率が、前席と比べ大幅に低 い状況となっていることを踏まえ、「全ての座席でのシー トベルト着用」を啓発するものです。





後部座席シートベルト着用推進チラシ

各種フェアへの協賛・協力

国や地方自治体等が交通安全の啓発を目的として 主催する「交通安全キャンペーン」等のイベントに協 賛・協力し、損保協会の交通安全の取組みを積極的 に紹介しています。



飲酒運転防止の取組み

「飲酒運転防止マニュアルの作成

企業の経営者、安全運転管理者等が飲酒運転防止の 社員教育や研修を行う際の手引きとして、「飲酒運転防止 マニュアル」を作成しています。

[掲載内容例]

- 飲酒運転事故の現状
- ・飲酒運転に対する法規制
- ・危険運転致死傷罪が適用された飲酒運転事故の例
- ・アルコールの与える影響
- ・新しい視点で予防対策を
- ・飲酒運転防止対策の事例
- ・飲酒 (運転) 問題に取り組む団体等
- ・飲酒運転事故に対する自動車保険の補償範囲 等



飲酒運転防止マニュアル

飲酒運転させないTOKYOキャンペーン 推進委員会への参画

東京都の推進委員会に参画し、情報の提供を行っています。

要望・提言

安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的に、国土交通省道路局に「交通事故の無い安心かつ安全で持続可能な社会環境の実現・維持に資する施策」の推進に関する要望書を2023年3月に提出しました。

事故、災害および犯罪の防止・軽減

16 防災・防犯対策

防災教育の推進

「「ぼうさい探検隊」の実施

[ぼうさい探検隊] は、子どもたちが楽しみながら、 まちを探検し、まちにある防災・防犯・交通安全の施 設・設備を発見して、マップにまとめる実践的安全教育 プログラムです。マップ作成後は、発表を通してまちの安 全・安心を振り返ります。子どもたちの防災意識が高ま るだけでなく、地域防災力の強化にもつながります。

この「ぼうさい探検隊」は、内閣府のホームページ「災 害被害を軽減する国民運動しのページでも紹介されて います。



まちなかを探検

防災・防犯や交通安全に関 するさまざまな施設や設備 をチェックします。



マップを作成

集めた情報や写真を使って、 オリジナルのマップを作成 します。



探検の成果を発表

グループごとに発表し合い、 あらためて探検を振り返り、 防災・防犯・交通安全への 意識を高めていきます。

<マップコンクールの開催>

ぼうさい探検隊で作成したマップを対象に、マップコ ンクールを開催しています。

第19回となる2022年度は、全国47都道府県の小学 校や児童館・子ども会・消防少年団など410団体から 6.137名の児童が参加し、1.179作品の応募がありまし た。表彰については、入賞団体に向けた表彰動画を作 成し、審査員の講評や入賞団体からのコメントを紹介し たほか、各入賞団体へ赴いて、現地での表彰式を実施し ました。



第19回小学生のぼうさい探検隊マップコンクール表彰式動画

<活動支援ツールの提供>

ぼうさい探検隊の活動支援ツールとして「実施マ ニュアル 「事前学習の手引き」等を提供しています。 また、地図や写真を取り込み、デジタルマップを作成 できる「まち探検アプリ」を搭載したタブレットを貸し 出しています。指導者の方々の事前準備が簡素化で き、子どもたちのICT教育としても活用が可能です。



実施マニュアル



タブレット端末



事前学習の手引き



タブレットを使用したマップの例

「ぼうさいダック」の普及

幼児向けに、安心・安全の [最初の一歩] を学んで もらうため、災害から身を守るポーズを遊びながら学 べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成し ています。

毎年、全国各地 での防災イベント や幼稚園・保育所・ 小学校低学年の行 事や授業などで活 用されています。



「ハザードマップの利活用推進に向けた取組み)

損保協会では、自分の住むまち等の自然災害リスクの理解を促し、地域の特性に応じて防災・減災への意識を高めることを目的として、全国の自治体が作成するハザードマップの利活用推進に向けた取組みを実施しています。

具体的には、ハザードマップの活用方法の解説ツール等を作成し、展開しています。

<損保協会のハザードマップツール>

- ・副読本「ハザードマップと一緒に読む本」
- 動画「動画で学ぼう!ハザードマップ」
- ・チラシ「ハザードマップで自分のまちの危険を 知ろう! (水災害・地震災害) 」
- ・チラシ 「水災への備え、本当に大丈夫ですか?」



2023年3月7日には、高等学校・小中学校の教員向けに、ハザードマップを活用して、地域の災害リスクを理解するための講習会を開催しました。



「「防災教育支援ツール」の提供

「ぼうさい探検隊」「ぼうさいダック」に加え、「eラーニングコンテンツ」「防災教育副教材」の内容を取りまとめ、年齢層や学習段階に応じて、教育現場で幅広く活用いただく際の手引きとして、「防災教育支援ツール」を作成しています。



地域の防災力向上への取組み

「防火標語・ポスター制作」

家庭や職場・地域における 防火意識の高揚を図り、社会 の安心・安全に貢献するため、総務省消防庁と連携して、

「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを制作しています。同ポスターは、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用されます。



防火ポスター

<過去5年間の全国統一防火標語・ポスターモデル>

年度	全国統一防火標語	ポスターモデル
2019年度	ひとつずつ いいね!で確認 火の用心	乃木坂46 秋元真夏 (あきもと まなつ) さん
2020年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル	白石 聖(しらいし せい) さん
2021年度	おうち時間 家族で点検 火の始末	福本 莉子(ふくもと りこ)さん
2022年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心	天翔 愛(てんしょう あい)さん
2023年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来	野口 絵子(のぐち えこ)さん

軽消防自動車の寄贈

地域の防災力の強化に貢献 するため、1952年度から軽消防 自動車等を寄贈しており、2022 年度末時点で累計3,503台を寄 贈しています。



軽消防自動車

「自然災害の防災・減災に資する取組み

自然災害の発生実態や地域特性に基づき、各地域において防災・減災に資する消費者向けの啓発取組みを推進しています。各地の自治体等と連携したWebセミナーやWebシンポジウムの開催、テレビの放送を通じ、防災・減災に関する意識高揚を図っています。

< 2022 年度の主な取組み>

~ 2022 中長の主体収組のク		
実施場所	取組み概要	
北海道	「水災害対策セミナー 〜河川災害から生活を守るためにどのように備えるか〜」	
秋田県	「水災害から大切な人の命と生活を守るための知恵 オンラインセミナー in 秋田」	
群馬県	「群馬県防災・減災公開セミナー」	
富山県	富山県総合防災訓練でハザードマップに関する資料提供・説明	
愛知県	「中部防災推進ネットワーク」で産学官連携を目的とした共同宣言を公表	
京都府	「地震防災セミナー〜備え、守ろう京のまち〜」	
広島県	地震保険セミナー	
高知県	ぼうさい探検隊を通じた自治体への要望・提言	
長崎県	テレビ長崎で長崎大水害から40年に関連した防災番組を放映	
沖縄県	RBCiラジオ番組での地震防災啓発	

※上記のほかにも、全国各地で各種取組みを実施しています。

事故、災害および犯罪の防止・軽減

16 防災・防犯対策

「「ぼうさいこくたい2022」に参画

2022年10月22日~23日に兵庫県神戸市で開催 された、内閣府、防災推進協議会および防災推進国民 会議が主催する総合防災イベント「ぼうさいこくたい 2022」に参画しました。損保協会ではパネルディス カッションを主催し地震災害に対する「地震保険」によ る備えの重要性と、防災における産官学民の「地域に おける顔の見える関係」の構築の重要性を発信しまし た。また、後日、本パネルディスカッションを主とした防 災特番が、サンテレビ(兵庫県)・TOKYO MX(東京 都)で放送されました。





また、同大会を締めくくるクロージングセッションに おいて、防災推進協議会の運営委員長を務める佐々 木修(損保協会業務企画部長)が登壇し次年度の開催 地が「神奈川県」となる旨を発表しました。

「BS日テレ防災番組 制作協力・放送

損保協会では、BS日テレの「みんなの防災スイッチ ON!~過去から学び未来に備える~ |と題した全6回 の5分番組(放送日:2022年7月23日~8月27日・毎 週土曜日)の制作に協力しました。

この連続ミニ番組では、防災について各回異なる テーマで各地を取材し、防災教育や災害伝承の取組 事例、地震保険が生活再建に役立った事例などを紹介 して、いつどこで起きてもおかしくない自然災害から 命と暮らしを守るための「備え」の大切さを伝えまし た。なお、同番組は、放送内容を再構成して、30分番組 としても放送されています(放送日:2022年9月10 ⊟)。

部市标见防災 天工ツ手の

~過去から学び 未来に備える~

- ■第1回放送(7月23日)「南海トラフ巨大地震への備え」(取材地域:大阪府、高知県)
- ■第2回放送(7月30日)「激甚化する風水害に備える」(取材地域:広島県、沖縄県)
- ■第3回放送(8月6日)「災害の記憶と教訓を語り伝える」(取材地域:福島県、長崎県)
- ■第4回放送(8月13日)「災害を自分事として学び、実践的に備える」(取材地域:北海道、大阪府)
- ■第5回放送(8月20日)「地域の防災力を高める」(取材地域:愛知県、福井県)
- ■第6回放送(8月27日)「生活再建と未来へのまなざし」(取材地域:北海道、岩手県)

「そんぽ防災Web」の開設

2018年3月に、損害保険ならではの特長を活かした 「防災に役立つ」情報を提供する、「そんぽ防災Web」 を開設しました。2020年1月には災害発生時に役立 つ制度・情報等のコンテンツを拡充し、全面リニューア ルを実施しています。

本Webサイトでは、防災情報のまとめサイトとし て、各種防災コンテンツを提供しています。特に、気象 庁と連携した「過去の風水害の被害状況と支払保険金 に関するデータベース」は、災害ごとの情報を、都道府 県別・発生年別・キーワード(「台風」「豪雨」等)などの 条件で検索することが可能です。

「中部防災推進ネットワーク」の設立

損保協会では、2020年7月28日に、内閣府・名古屋 大学・中部圏の行政組織等との共同事務局で、南海トラ フ地震などの有事の際の実効的な備えのための地元 の業界団体における関係構築を目的とした「中部防災 推進ネットワーク を設立しました。勉強会やワーク ショップを開催するなど、地域の防災に向けた取組みを 実施しています。

▶防犯に係る啓発活動

「「子どもを犯罪・事故から守る手引き」の作成

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に 巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考 えることで、防犯への意識を高めていくことを目的とし て、冊子「子どもを犯罪・事故から守る手引き」を作成し ています。

要望・提言

安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的に、 国土交通省水管理・国土保全局に、「災害に強く持続可能 な社会基盤の維持・強化等に資する施策の推進|に関す る要望書を2023年3月に提出しました。

17 自動車盗難防止対策

*-10月7日(盗難防止の日)の取組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、各地で自動車盗難防止にかかる啓発活動を実施しています。

「自動車ユーザーへの啓発活動

自動車盗難、車上ねらいから愛車を守るために、警察や防犯団体などと連携して、自動車ユーザーへの啓発活動を行っています。



自動車盗難防止ガイド2023 大阪府版



愛知県 自動車盗難報奨金周知ポスター

「官民合同プロジェクトチームへの参画

官民合同プロジェクトチームに参画し、自動車盗難 の防止に取り組んでいます。官民合同プロジェクト チームの主な取組みは次のとおりです。

<イモビライザー(盗難防止装置)の普及促進>

イモビライザーの装着可能車種が、37車種 (2001年 12月) から173車種 (2020年12月) に拡大しました。

<カーナビ盗難対策>

車上ねらいの被害品でカーナビの割合が多いことから、ユーザーに盗難防止対策としてセキュリティコード機能(暗証番号)が搭載されたカーナビを推奨しています。

また、取り外しのできるタイプのカーナビは自宅に 持ち帰ることを呼びかけています。

<盗難自動車の不正輸出防止対策>

輸出申告者に輸出抹消仮登録証明書の提出を求め、また税関ではコンテナ貨物に関しては大型X線検査装置によるチェックの実施等、盗難車の発見に努めています。



自動車盗難防止キャンペーンポスター

自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム

4省庁、19民間団体で構成されるプロジェクトチームで、2001年9月に設置されました。「自動車盗難等防止行動計画」(平成14年1月策定、令和4年12月改定)に基づき、イモビライザー等の盗難防止機器の普及促進、自動車の使用者に対する防犯指導、広報啓発等に取り組んでいます。

事故、災害および犯罪の防止・軽減

18 環境問題対策

▶環境取組みに関する行動計画

「環境取組みに関する行動計画」を策定し、環境問 題に取り組んでいます。

| 行動計画の主な項目

- 1. 損害保険業を通じた取組み
- 2. 社外への情報発信
- 3. 地球温暖化対策
- 4. 循環型経済社会の構築
- 5. 社内教育·啓発
- 6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
- 7. 他の企業や組織等との協働
- 8. 環境関連法規等の遵守

▶環境問題に関する目標

経団連が産業界の自主的な取組みとして策定した 「カーボンニュートラル行動計画」 および 「循環型社 会形成自主行動計画」の趣旨を踏まえ、損保協会お よび会員各社は、地球温暖化の大きな原因である 「CO2の排出削減」および循環型社会形成に向けた 「廃棄物の削減」に関する目標を定め、取り組んでい ます。

CO2の排出削減に関する目標 (低炭素社会実行計画の取組み)

<数値日標>

1. 2030年度までに、2013年度比で床面積あたりの 電力消費量におけるCO2排出量を51%削減する。

<数値目標以外>

- 2. 主体間連携の強化
 - 低炭素社会への取組みを後押しするような商 品やサービスを積極的に開発して提供する。
 - ・約款や証券のWeb化、募集時のタブレット端 末等使用を積極的に推進する。
- 3. 国際貢献の推進
 - ・進出している海外の国や地域において、保険商

品や金融サービスを通じた地球環境の保全に 役立つ取組み等を推進する。

- 4. 革新的技術の開発
 - ・保険商品や金融サービスを軸にした研究開発 を行い、気候変動リスク等の環境問題に対応し た商品やサービス等を社会に広く提供する。

棄物の削減に関する目標(循環型社会形成 自主行動計画の取組み)

<各保険会社の取組み>

- 1. 社内の廃棄物処理体制を確立し、事業所から排 出される事業系一般廃棄物量の削減を推進させ るとともに、収集業者等との連携によって、分別 回収を徹底し、リサイクル率の向上に努める。
- 2. 事務用品の購入に際しては、環境配慮製品の利 用率の向上に努める。
- 3. OA用紙の使用に際しては、両面コピーや2in1コ ピー、タブレット端末等使用の積極的な活用に よって、それぞれが定める削減率等の目標に向け て使用量を抑制する。
- 4. マイバッグおよびマイボトル持参を推進する。
- 5. 社員食堂等でのプラスチック製カップ・ストロー の廃止、もしくは紙製への切り替えを行う。
- <自動車保険を通じた社会への働きかけ> 自動車リサイクル部品の活用を推進する。

エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発活動を2004年度から行っています。

エコドライブ普及連絡会 (警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省) が定めた「エコドライブ10のすすめ」のうち、交通安全に関係の深い3項目を、特に「エコ安全ドライブ3か条」として、二酸化炭素の削減による環境保全と交通事故の少ない社会を実現するために、損害保険業界全体で推進しています。

具体的な取組みとしては、当該3か条を紹介したチラシを作成し、イベントでの活用、損保協会ホームページでの掲載等を行っています。





_____ 「エコ安全ドライブ」チラシ

エコ安全ドライブ3か条

3つのポイントを実践することで環境保全と交通安全の両方に効果をもたらします。

- 1. ふんわりアクセル 『eスタート』
- 2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の 少ない運転
- 3. 減速時は早めにアクセルを離そう

自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用を推進しています。

具体的には、自動車関連団体と共同でリサイクル 部品活用推進キャンペーンを実施し、チラシ・ポス ターを作成のうえ、全国で啓発を行っています。





リサイクル部品活用推進チラシ

損保協会の取組み

損保協会は、「環境取組みに関する行動計画」に基づき、環境取組みの仕組みを構築し、「気候変動対応方針」を定めて地球環境の保全に取り組んでいます。 具体的には、ペーパーレス化の推進や両面コピーの促進、不在時の事務室消灯、冷暖房の効率的利用(夏28℃、冬20℃)、事務用品の購入では、環境配慮商品の利用等を行っています。

事故、災害および犯罪の防止・軽減

19 地域特性に応じた各支部の取組み

損保協会支部では、各地域の関係機関と連携し、 前述の事故、災害および犯罪の防止・軽減に資する取 組みや地域の特性に応じた取組み等を行っています。

北海道支部

地域特有の事故防止、防災・減災にかかる取組み等 を行っています。

■エゾシカとの衝突事故防止

年々増加しているエゾシカと車の

衝突事故防止に 向けて、道の駅 や高速道路の サービスエリア・





パーキングエリ 実際の衝突事故映像

ア、レンタカー店等で掲示するポスターを作成し、関 係機関と連携して啓発活動を行った。

●水道凍結事故およびスノーダクト凍結事故防止 冬期に多発する水道およびスノーダクトの凍結事故 防止に向けて、チラシとポスターを作成し、住宅メー カー等と連携して注意喚起を行った。

●防災・減災の取組み

- ・国土交通省北海道開発局、北海道および札幌市と 連携して「水災害対策セミナー」を2022年7月に開 催し、水災害リスクの実態や国・自治体の対策、ハ ザードマップの読み方、水災害への経済的な備えを テーマに情報提供を行った。
- ・地震保険の普及率が低い地域向けに、地震リスクと 対策を呼びかける啓発チラシを作成し、自治体等と 連携して啓発活動を行った。

●ロードサービス業者との料金トラブル対策

インターネットで格安料金を謳い、 作業後に高額な料金を請求する ロードサービス業者とのトラブル が複数確認されたことから、啓発 チラシを作成し、警察や消費生活 センター等と連携して注意喚起を 行った。



東北支部

防災・減災の取組み、悪質な住宅修理業者対策、中 小企業向け保険の普及等を行っています。

●防災・減災の取組み

2022年の夏に北東北で発生した集中豪雨災害を踏ま え、アウトドア防災ガイドのあんどうりすさんを講師に招 いた[水災害対策セミ ナー |を2023年1月に開 催し、YouTubeで公開、 広く注意喚起を行った。



●冬の事故防止

自動車のスリップ事故防止について、NEXCO東日本 と連携して、東北管内のサービスエリア等でデジタ ルサイネージとして表示し、ドライバーに対する注意 喚起を行った。

●中小企業向け保険の普及

東北経済産業局と共催で中小企業を取り巻くリスク

への対策等に関するオ ンラインセミナーの動 画を作成し、2023年3 月にYouTubeで公開 した。



●高齢者の住宅修理サービス等でのトラブル防止

住宅修理やリフォームに関する業者トラブルが高齢者 を中心に増加してきていることから、東 北6県の警察と連携し、警察署が行う高 齢者宅戸別訪問に際し、損保協会の注 意喚起チラシを手交し、効果的な注意喚 起を行った。



関東支部

関東支部所管の1都9県の地域課題を踏まえて、 次のような啓発等の取組みを行っています。

●悪質な住宅修理業者に関する啓発

- ・東京都において、警視庁・消費生活総合センター等 と連携し、警視庁の「ピーポくん」と関東支部キャラ クター「マモルン」「マモリン」が悪質な災害便乗商 法への注意を喚起するポスター・チラシを作成した。 また、新潟県・長野県・山梨県でも同様のトラブル防 止を目的としたチラシを作成し、啓発 活動を行った。
- ・神奈川県において、住宅修理業者の逮 捕事案の情報交換会を行い、不正請 求排除の取組みを推進した。

●損害保険リテラシーの向上

成年年齢の引下げ等により、高 校生が身の回りのリスクに自ら 備える力を身に付ける必要があ ることから、各県の公民科・家庭



科研究部会に損保協会の教材活用を働きかけ、複数校で授業を実践し、メディアにも取り上げられた。

●地域防災力の強化・ハザードマップの普及促進

防災セミナー等で、ハザードマップの周知や防災意識 向上の取組みを行った。茨城県等と連携し、地震・風 水害に備えるための動画やチラシを作成し、啓発活 動を行った。

●交通事故防止

- ・茨城県警察と連携し、飲酒運転交通事故死者数全 国ワースト1位返上のため、茨城弁で展開する交通事 故防止啓発動画を作成し、YouTubeで公開した。
- ・2023年4月からの自転車ヘルメット着用努力義務化に際し、神奈川県と連携して啓発動画を作成した。



●自動車盗難防止

自動車盗難ワースト地域5県で県警察と連携し、10月7日(盗難防止の日)を中心に、イベント、チラシ、ポスター、デジタルサイネージ、ラジオ、SNS等の様々な手法で県民に注意喚起を行った。

北陸支部

交通事故防止や防災・減災に係る取組み等を行って います。

●交通事故防止

- ・石川県警察と連携し、「ミス百万石」出演の交通安全啓発動画を作成した。
- ・石川県および石川県警察と「いきいきシニアドライブ相談会」を12回開催し、県内の高齢ドライバーに学びと体験の場を提供した。
 - 消し、

・富山県警察・福井県警察と連携し、 交通安全チラシを作成・展開した。

●防災・減災の取組み

石川県および石川県損害保険代理業協会と「防災分野における連携に関する協定」を2023年1月に締

結し、損害保険の普及促進や災害 リスクの普及啓発に関して、更な る協力関係を築いていくことを確 認した。



●中小企業向け保険の普及

中小企業経営者に企業を取り巻くリスクについて 認識してもらうことを目的に、中部経済産業局およ び中部支部等と共催で「中小企業向けリスクセミナー」を2022年12月にオンラインで開催した。

中部支部

南海トラフ巨大地震を念頭においた防災・減災の 取組みや、交通事故および自動車盗難の防止に向け た取組み等を行っています。

●南海トラフ巨大地震への備え

南海トラフ巨大地震への備えとして、業界団体や自

治体等をメンバーとする中部防 災推進ネットワークを運営している。同ネットワークでは、 2023年3月に「共同宣言」を公 表して、大規模災害発生時の経 済活動の早期復旧等を目指し、 中部地域の産学官民の連携基 盤を作ること等を掲げた。



●交通事故防止

交通事故防止・ヘルメット着用 義務化に向けて、三重県警察本部と連携し、三重県立久居農林 高校自転車競技部にオリジナル ヘルメットを贈呈した。



●自動車盗難防止

- ・愛知県内で自動車盗難の被害が多発していること から、名古屋市内の駐車場でハンドルロックを貸し 出し、盗難防止機器の使用・普及を呼びかける啓発 活動等を行った。
- ・自動車盗難に関する情報の報奨金を2022年4月に 10万円に引き上げたところ、2023年2月に不審者 を目撃・通報し検挙に結び付けた30代男性に初め て報奨金10万円を贈呈した。

●悪質な業者に関する啓発

東海4県において、県警察等と連携し、悪質な住宅 修理業者やレッカー業者等について、実際に東海 地方で発生したトラブル事例を記載したチラシを 作成・配布し、啓発活動を行った。





事故、災害および犯罪の防止・軽減

19 地域特性に応じた各支部の取組み

近畿支部

自動車盗難の被害防止や防災・減災の取組み、交通 事故防止等の啓発を中心に様々な活動を行っています。

●自動車盗難防止

- ・ 大阪府警察の協力のもと、朝日放送ラジオ(ABCラジオ) での生CM、スポットCM等を活用した自動車盗難防止啓 発活動を行った。
- 大阪府警察・京都府警察・兵庫県警察と連携し、人気漫画 の主人公「キン肉マン」をキャラクターに起用した動画や

ポスター、リーフレットによる自動 車関連犯罪(自動車盗難、車上ね らい、部品ねらい)防止に関する啓 発活動を行った。



■防災・減災の取組み

京都府および京都市と損保協会ほか損保関連団体との間 で2021年度に締結した損害保険に関する連携協定に基 づき、2022年6月と11月に京都市内の繁華街で地震保険 の加入を呼びかける街頭啓発活動を行った。

●交通事故防止

大阪府の交差点が全国の交通事故多発交差点(2021年)の ワースト5に複数ランクインしていることから、大阪府警察の 協力のもと、「令和4年 年末の交通事故防止運動」(2022年 12月)に合わせて、朝日放送ラジオ(ABCラジオ)での生CM、 スポットCM等を活用した「大阪府内の事故多発交差点啓

発」を行った。また、大阪府警察と連 携して事故多発交差点の注意喚起 チラシを作成し、大阪府内の各警察 署や会員会社に配布した。



中国支部

中小企業向け保険の普及、交通安全の取組み、災 害便乗商法への対策等を行っています。

中小企業向け保険の普及

- ・ 増加するサイバー攻撃に官民連携して備えるため、官民12団体 との間で「広島県事業者サイバーセキュリティパートナーシップ に関する協定 を2022年11月に締結した。
- 新型コロナウイルス感染症の流行や労務管理、サイバー攻撃等、

中小企業を取り巻く様々なリスクへの 対応策について、第一線で活躍してい る専門家が解説するセミナーを2022 年6月と2023年2月に開催した。



●交通安全の取組み

- ・岡山県で横断歩道での一時停止を呼びかけるキャン ペーンを実施し、官民12団体と連携した啓発ポスター
- およびチラシを作成して県内の ドライバーに注意喚起を行った。
- ・高齢者の交通事故を防止するた め、反射材を各県警察等に提供



した。なお、鳥取県交通対策協議会での贈呈式には、 鳥取県の平井知事が出席した。

●災害便乗商法への対策

・住宅修理等に関し「保険が使え る と言って勧誘する業者への 注意喚起のため、広島県警察・ 山口県警察・島根県警察と連



携して、各県警の防犯アプリやメールを活用した啓 発活動を行った。

- ・広島弁護士会と連携して、注意喚起を目的とした啓 発力レンダーを作成し、各地区法律相談センターや 消費生活センター等に提供した。
- ・各県の消費生活センターと連携し、県警察・報道機 関に情報提供することで、消費者被害の防止に努め ている。

四国支部

自治体等と連携した防災・減災活動や交通事故防 止啓発、悪質な住宅修理業者対策等を行っています。

●自治体等と連携した防災・減災活動

県民が楽しく防災について考え るきっかけになるよう、香川県 や丸亀市等の後援を得て「防災 フェスin丸亀|を2023年2月に



開催し、地震保険の必要性やハザードマップの有効 性を周知した。また、多くの出展団体(NTT西日本、大 塚製薬、丸亀警察署等)が各ブースで防災に係る啓 発活動を行った。

●交通事故防止

徳島県が人口10万人当たりの交 通事故死者数ワースト1位 (2021年警察庁調べ)となったこ



とから、徳島県および徳島県警察の協力を得て啓発動 画を作成した。また、啓発動画の視聴者を対象に アンケートを実施し、アンケート結果を今後の活動の 参考にしてもらうよう、徳島県および徳島県警察に 情報連携を行った。

●悪質な住宅修理業者に関する啓発

四国4県と県警察本部の後援を得て、悪質な住宅修理業者に関する注意喚起チラシを10万部作成し、四国4県と県警察本部に贈呈した。作成したチラシを用いて、「保険が使える」という住宅修理業者の訪問があったらその場で契約せず、



まずは損害保険会社や代理店等に相談することを損害 保険会社や四国4県、警察の協力を得て周知した。

九州支部

九州支部では、飲酒運転撲滅、中小企業向け保険の普及や不正請求防止等に取り組んでいます。

●飲酒運転撲滅

飲酒運転撲滅および高齢者事故防止を訴えるのぼ

り旗550枚を作成し、「交通事故をなくす福岡県県民運動本部」へ贈呈した。のぼり旗はガソリンスタンドや駐車場等に配置され、県民への注意喚起に使用されている。



●中小企業向け保険の普及

近年の自然災害等の頻発化・激甚化により、中小企業においても多額の損失が発生し、事業継続が困難になっているケースも散見されることから、経済産業省九州経済産業局および中小企業基盤整備機構九州本部の協力のもと、損害保険代理店向けに、事業継続力強化計画に関するオンラインセミナーを2023年2月に開催した。セミナーでは、国が中小企業の事業継続力強化のために推進している同計画を代理店自身が作成するとともに、中小企業のお客様への普及促進も呼びかけた。

●不正請求防止

・屋根の損害について、自然災害によるものと経年劣化によるものと の見分け方や雨漏りの仕組みを確認するため、福岡県瓦組合から講



師を招いて損害保険会社社員等向けのセミナーを 2023年2月に開催した。

・佐賀・長崎・鹿児島3県の各県警察と共同でチラシを作成し、県民に対し保険金に関する災害便乗商法への注意喚起を行った。

沖縄支部

飲酒運転根絶、交通安全、防災・減災の取組み等を 行っています。

●飲酒運転防止

・沖縄県の2022年の飲酒運転事故率が2年連続全国ワースト1位になり、全国平均の構成率の約2.5倍高くなっていることから、沖縄県警察と連携し、沖縄県出身の女性ユニット「いーどうし」さんを起用したチラ



シとポスターを作成し、飲酒運転根絶を呼びかけた。 ・那覇警察署が主催する「飲酒運転根絶キャンペーン」に参加し、2022年12月にパレットくもじ前交通広場で、飲酒運転根絶チラシや自動車保険啓発チラ

シ等を配布し、飲酒運転根絶を呼びかけた。

●交通安全の取組み

交通事故多発交差点の全国ワースト7位(2021年)に 渡口交差点が入ったことから、チラシとポスターを 作成し、沖縄県警察本部へ贈呈、交通事故防止活動 への協力を依頼した。





●防災・減災の取組み

防災や防犯意識の向上のため、沖縄県が主催する 「沖縄県子ども地域安全マップコンテスト」に協力 し、マップ作製指導者向け講習会で、作製の目的や 作製にあたってのポイントを説明し、マップの普及促 進を図った。

損害保険業に関する試験・認定、研修等

20 募集人に対する試験・教育等

損害保険商品の説明や契約の手続きなどで、お客 さまの窓口となるのは主に損害保険代理店(代理店) です。

このため、損保協会では、保険募集のさらなる品質 向上を図るために、代理店の募集人に対して、次の試 験制度等を実施しています。

「損害保険募集人一般試験(損保一般試験)

募集人が保険募集にあたり必要となる募集品質の 確保・向上を図ることを目的に、損害保険募集人一般 試験(損保一般試験)を実施しています。

損保一般試験は、基礎単位・商品単位(自動車保険・ 火災保険・傷害疾病保険) により構成されており、試験 の合格を保険募集のための要件としています。

また、更新制を採用し、最新の業務知識や商品知 識を5年ごとに検証しています。

「損害保険大学課程(損保大学課程)

損保一般試験に合格した募集人がさらなるステッ プアップを目指す仕組みとして、損害保険大学課程 (損保大学課程)を実施しています。

損保大学課程は、保険募集に関連の深い専門知識 を修得するための専門コースと、実践的な知識・スキル を修得するためのコンサルティングコースにより構成さ れています。また、5年ごとの更新制を採用しています。

各コースの試験に合格した募集人は、コースに応じ て損害保険プランナー、損害保険トータルプランナー に認定されます。

2023年7月末時点の損害保険プランナー (専門 コース認定有効者) は32.188名、損保協会が認定す る募集人資格の最高峰である損害保険トータルプラ ンナー (コンサルティングコース認定有効者) は 16.288名です。



損保大学課程

専門コース

< 称号>

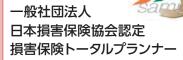


損害保険プランナー

- <認定要件>
- ・法律単位および 税務単位試験合格
- ・募集人としての適格性 等

コンサルティングコース

<称号>



<認定要件>

- ・専門コース認定取得
- ・教育プログラムの受講・修了
- ・コンサルティングコース試験合格
- ・募集人としての適格性 等

(注)実際に発行されるシンボルマークには「sample」の文字は入りません。

損害保険トータルプランナーがいる代理店の検索サイト



損保協会のホームページで、損害保険トータルプランナーがいる代理 店を、郵便番号や住所から検索できます。

2023年7月末時点で、約4.100店の代理店の情報を登載しています。

■サイトURL

https://sonpo-totalplanner-ag.jp/agency/search (注) 損保協会ホームページからアクセスできます。

「募集人・資格情報システム

募集人の資格情報等を一元的に管理する募集人・ 資格情報システムを運営しています。

本システムにより、募集人自身が損保一般試験や損保大学課程等の資格の有効期限等を確認し、各種試験の受験管理等ができるようになっています。

「募集コンプライアンスガイドの策定」

会員各社が募集人を指導する際のガイドブックとして、募集コンプライアンスガイドを策定しています。

このガイドでは、保険業法等に規定されている保険 募集に関する事項を体系的に整理するとともに、募集 実務の標準例を示すことで、保険募集の際に留意すべ き事項についてわかりやすく解説しています。

2023年2月には、昨今の保険募集を取り巻く環境等を踏まえ、同ガイドを改定しました。

会員各社の取組みの例

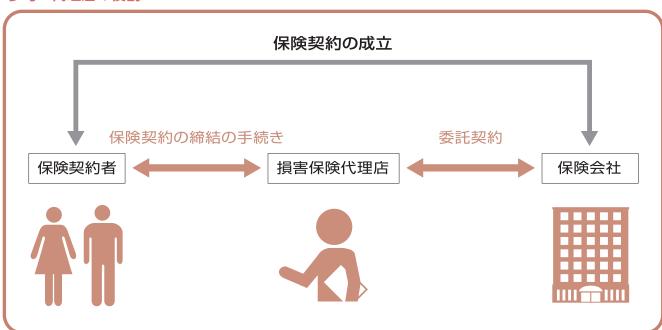
●独自の販売資格制度の導入

第三分野商品 (医療保険、がん保険等) 専門の販売資格等、会員各社独自の販売資格制度を導入しています。

●募集に関するお客さまアンケートの実施

損害保険の募集時における募集人の商品説明等に関するお客さまアンケートを実施しています。お客さまからの回答を分析・検証し、保険募集のさらなる品質向上に向けた取組みに活用しています。

参考:代理店の役割



代理店には、保険会社との委託契約により保険会社の代理人として保険契約を締結する権限が与えられています。

契約者が代理店に対して申込書により申込みを行い、代理店が承諾すれば、保険会社との間で保険契約が有効に成立したことになります。

(注)保険会社または保険の種類によっては代理店の権限が媒介となっていることがあります。この場合には、後日保険会社が引受けを承諾したときに契約が成立します。

損害保険業に関する試験・認定、研修等

21 損害調査関係の試験・研修

損害保険の最大の使命は、万一の事故が起きた際に、適正な保険金を迅速に支払うことです。

損害保険各社では、適正・迅速かつ公平な保険金 支払を実現するため、次のように損害調査体制を整備 しています。

「損害調査拠点と損害調査担当社員

全国各地どこで事故が発生しても直ちに対応できるよう、損害保険会社は、全国1,284か所の損害調査拠点を設け、そこに29,119名の損害調査担当社員を配置しています(2023年4月1日現在)。

また、損害調査担当社員の知識向上のため、損害 保険各社では各種研修を実施するほか、損保協会に おいても医療研修、アジャスター研修や地震保険損 害処理研修などを実施しています。

「自動車保険のアジャスター

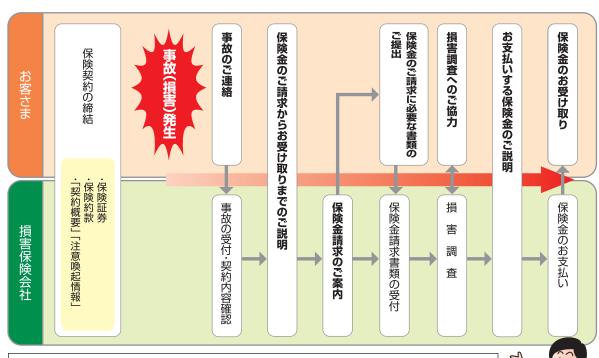
アジャスターとは、自動車の物損事故による損害額や事故の原因・状況などを調査する専門家で、7,326名(2023年7月1日現在)が損保協会に登録されています。アジャスターは各種研修を通じて調査技能の向上に努めています。

「火災・新種保険の損害保険登録鑑定人

損害保険登録鑑定人とは、損害保険会社から委嘱を受け、建物・動産の保険価額の評価、損害額の算定、事故の原因・状況などを調査する専門家で、6,059名(2023年7月1日現在)が損保協会に登録されています。

参考:事故の連絡から保険金の受け取りまでの流れ

事故の連絡から、保険金の受け取りまでの一般的な流れです。



交通事故や盗難、火災などの事故が発生した場合には、損害保険会社への連絡の前に、ケガ人の救護などを行い、警察署や消防署などの公的機関に事故の届出等を行ってください。 保険金の請求の際に事故の証明書が必要となる場合があります。(特に、交通事故における人身事故の場合には、「人身事故」として警察署に届出を行ってください。)

22 医研センター研修・医療研究助成

医療研修

「医療費支払適正化と被害者保護への対応

1984年自賠責審議会答申で指摘された医療費支払い適正化に係る研修の強化を受けて、1985年に医研センターを設立しました。医研センターでは、損害保険会社の社員等に対する医療研修を通じて医療費支払いの適正化と被害者の早期社会復帰を図っています。

医療知識の必要性

医師の説明を理解し、医師との基本的なコミュニケーションが可能な人材の育成を目指して、損害サービスに携わる損害保険会社等の社員を対象に最良の医学・医療知識を学ぶ機会を提供する研修を実施しています。

「質の高い研修内容

第一線の臨床現場で活躍中の医師を中心とした講師を迎え、通信教育、集合研修、各都市で開催する医療セミナーを通じて医療知識の向上を目指しています。



研修室における集合研修



医療セミナー研修

交通事故医療に関する研究助成

助成の目的

自賠責保険の運用益を活用し、交通事故医療に関する研究助成を行っています。これは個々の医師等またはグループの臨床研究を助成することで、交通事故医療の進歩発展を促進し、被害者の早期社会復帰に寄与することを目的としています。

公募による選考

毎年1回公募し、学識経験者で構成される選考委員会による厳正な選考のうえで助成対象者を決定しています。

採用件数

1994年度から実施している本研究助成は2023年度までの採択件数は合計1,021件になりました。これらの研究成果は被害者の早期社会復帰に貢献するものと期待されます。

- ●研究テーマ例 (2023年度)
- ・高次脳機能障害患者の社会復帰に関する研究
- ・上肢の外傷(切断・外傷による廃用症候群を含む) に関する研究
- ・運転者の有する身体的障害や疾患と安全運転に関する研究



研究報告会